

平成22年(2010年)  
毎月1日・15日発行  
発行/東村山市  
編集/経営政策部広報広聴課  
〒189-8501 東村山市本町1-2-3

☎ 042-393-5111(代表) ファクス 042-393-6846  
市長へのファクス 042-393-9669  
ホームページ <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>  
携帯電話用 <http://mobile.city.higashimurayama.lg.jp/>



今号の主な内容

インターネット公表、囁託・臨時職員募集…2面  
サンバルネ「文化教室・運動プログラム」…3面  
生活安定応援事業、義務教育費の一部援助…4面  
生涯学習人材バンク、健康、子育て支援…5面  
スポーツセンター、児童館、多摩六都科学館…6面  
社会福祉協議会、図書館、みんなのひろば…7面  
今月の相談、ふるさと歴史館、官公署…8面

4月1日(木)

久米川駅

北口駅前広場が

オープンしました

問い合わせ 都市環境部用地・事業課

平成13年度から事業を進めてきました「久米川駅北口駅前広場」が、4月1日(木)にオープンしました。  
久米川駅北口駅前広場の整備は、市の重要施策であり、駅の利用者や周辺住民の皆さんの念願でした。工事期間中は周辺住民の皆さんをはじめ、多くの方々のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

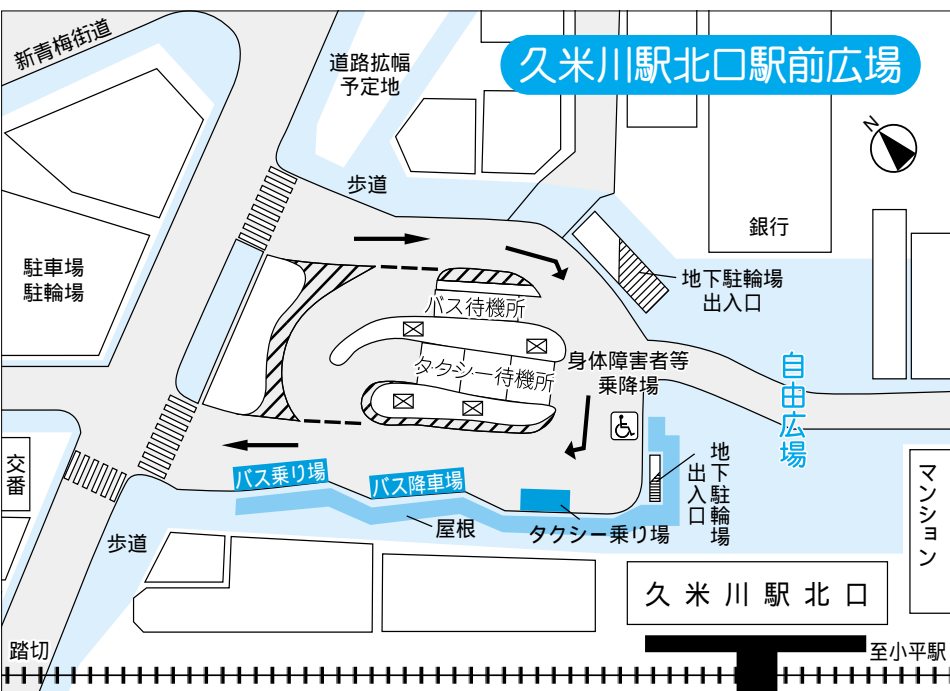
駅北口は、歩道が狭く放置自転車も多かったため、道路を行き交う人や自転車・自動車にとって、大変危険な状況でした。

「広い歩道と路線バス」  
充実した交通施設

広場ができる以前の久米川



久米川駅北口の様子(3月下旬)



久米川駅北口地下駐輪場とあわせ、市民の皆さんにとっての利便性や安全性が、格段に向上しました。

憩いと交流の場  
「自由広場」の設置

北口駅前広場には、充実した交通機能の一面のほか、駅周辺を利用される方々が憩い、語り合う空間として、「自由広場」を設けました。市民の皆さんの交流と出会いの場として、広くご利用ください。

また、多くの駅利用者を抱えながら、路線バスやタクシーが南口に集中していたことで、市民の皆さんには不便な状況が続いていました。完成した北口駅前広場では、歩道も広く整備し、清瀬・所沢方面の路線バスも北口の発着となりました。平成21年6月1日にオープンした

平成22年度創設 「子ども手当」について お知らせします

問い合わせ 子ども家庭部子ども総務課

対象は0歳～中学生  
子ども1人につき一律  
月額1万3千円を  
支給します

次代の社会を担う子どもの育成を支援することを目的に、平成22年度において、「子ども手当」が創設されました。子ども手当は、0歳～中学校修了前までのお子さんを養育する保護者のかたを対象に、子ども1人につき月額1万3千円の支給となります。

所得制限はありません  
また、児童手当受給中のかたは申請の必要がありません

子ども手当には、所得制限はありません。また申請については、現在、当市の児童手当を受給されているかたは、子ども手当も申請している扱いになるため、改めて申請する必要はありません。

申請の必要があるのは、これまで所得制限のために児童手当を受給できなかったかたや、今春から中学2・3年生になるお子さんがいる世帯です。(新中学1年生分の申請は不要。左記「Q&A」参照) 申請期間を過ぎた場合、さかのぼっての適用はできませんので、ご注意ください。

「子ども手当」の申請方法  
4月1日(木)～  
9月30日(木)まで  
に申請してください

受給者(申請者) 0歳～中学校修了前までのお子さんを養育しているかたで、世帯で生計を維持する程度(所得)が高いかたの必要はありません。 ※現在、当市の児童手当を受給されているかたは、申請の必要はありません。 ※公務員のかたは、原則として職場での申請となります。 ※職場へご確認ください。

また生計維持者についても児童手当と同じく、両親で子どもを監護している場合には、生計を維持する程度(所得)の高いかたが受給資格者となります。生計維持者が変わらない場合には、原則として子ども手当の受給者を児童手当の受給者と変更することはできません。

子ども手当 Q & A

子ども手当と児童手当の違いは何ですか?

子ども手当は、次世代の社会を担う子どもたちの育成を、社会全体で支援する観点から実施する制度です。

児童手当は小学校修了前までのお子さんを対象とするのに対し、子ども手当は中学校修了前までのお子さんが対象となります。

子ども手当の支給は、申請者の所得制限を設けず、子どもの年齢や出生順にかかわらず、子ども1人につき一律の金額を支給します。

子ども手当は来年度以降も支給されますか?

平成23年度以降の子ども手当については、21年12月23日の関係四大臣合意により国の考えが示されました。23年度予算編成の過程において改めて検討し、その結果に基づいて23年度以降の支給に関する法律案をまとめ、23年通常国会で審議される予定です。

児童手当の受給者が今春小学校を卒業した児童の世帯は、子ども手当の申請が必要ですか?

子ども手当の施行日(4月1日)の前日において、児童手当法に基づく市町村の認定

受給者(申請者)は主たる生計維持者でなくてもよいですか?

受給者から変更することができますか?

子ども手当も児童手当と同様に、お子さんを普段から見守り、保護されているかたが受給対象となります。

申請は郵送でもできますか?

原則として、申請は窓口にお越しください。来庁が困難な場合は、ご連絡ください。 ★その他ご不明な点等は、お問い合わせください。 お問い合わせ 子ども家庭部子ども総務課